

# 「千葉県共用がん地域医療連携パス」

## ＜がん口腔ケア（がんの骨転移治療に用いる骨修飾薬）＞ 運用の手引き

### 1. 目的

千葉県共用がん地域医療連携パス＜がん口腔ケア（がんの骨転移治療に用いる骨修飾薬）＞（以下、「連携パス」）は、患者に安心して質の高い医療を提供し、限られた医療資源を活用するために、計画策定病院（がん診療拠点病院等）と地域医療機関（診療所等）とが、診療計画、役割分担、診療経過を共有するツールとして活用されることを目的としています。実際ががんの骨転移治療に用いられる骨修飾薬（ランマークおよびゾレドロン酸）で発症する薬剤関連顎骨壊死(MRONJ)は投与前、投与中の継続的な歯科治療と口腔管理により発症リスク軽減が期待でき、もし発症した場合は早期発見・早期対応が重要になります。つなぎ目がなく、互いがみえる連携のためにも本連携パスを活用してください。

### 2. 連携パスの構成

本連携パスは、連携パスシート（診療計画表・診療経過表）と診療情報提供書で構成されています。

<b>連携パスシート</b> ※	<b>診療計画表</b>	骨修飾薬による薬剤関連顎骨壊死(MRONJ)リスク軽減、発症時の早期発見、対応のための口腔ケアに関する検査や治療について、連携開始以降の計画を記載するものです。12か月で1枚のため、1年後以降の連携する際には、適宜追加印刷して使用します。計画策定病院が診療計画を策定し、患者や家族へ説明して同意取得後交付します。診療役割分担を含んでいます。患者はこれをもとに診療予約、受診をします。
	<b>診療経過表</b>	各医療機関受診の際の所見を記入します。所見、診療経過をもとに診療計画表を修正することもあります。
※診療計画、診療経過を共有しやすくするために診療計画表と診療経過表を同一書類（連携パスシート）にしています。受診の際には患者は診療計画・診療経過表を持参します。		
<b>診療情報提供書</b>	地域医療機関または計画策定病院への診療依頼内容を記載したものです。別紙にひな形の作成はありますが、書式は定めません。検査結果があれば必要に応じて添付します。	

### 3. 運用の方法

#### (1) 連携パスの適応開始

この連携パスは、計画策定病院にてがんの骨転移治療に用いる骨修飾薬投与前およ

び投与中の患者に対し、継続的な歯科治療や口腔管理、地域医療機関との連携が必要と判断した時に開始となります。

## (2) 運用の手順

### ① 計画策定病院（がん診療連携拠点病院等）

#### ア 連携パスシート（診療計画表）、診療情報提供書の作成

計画策定病院は対象患者の診察を行い、連携パスシート内の診療計画表と原則的には診療情報提供書も作成します（下記 エ）。診療計画表原本（ひな形、別紙）には最小限の受診予定のみ記載しています。計画策定病院にて診療方針、患者状況により、受診・連携計画等を適宜診療計画表に記入してください。計画策定病院にてすでに診療方針に基づく受診・連携計画プロトコルがあれば、診療計画表原本を各計画策定病院用に改変・保存し使用して構いません。また、地域医療機関との連携体制がすでにとれていれば、伝達事項に診療依頼文などの必要事項を記入し、連携パスシートのみで連携を行っても構いません（その場合は診療報酬ルールに基づき診療情報提供書の算定はしないでください）。

※歯科診療所での治療において、注意点があれば連携パスシート等に付記や添付するようお願いします。

#### イ 患者への連携パスシートの交付と保管

地域医療機関と連携して、診療を行う旨を対象患者や家族に説明し、同意を取得し、連携パスシートの複写を提供します。署名があるため原本は保管します。

#### ウ 地域医療機関の選択

患者にかかりつけ医がある場合は、かかりつけ医を地域医療機関とします。患者にかかりつけ医がない場合は、「国立がん研究センターがん情報サービスがん診療連携登録歯科医名簿」を参考に患者と相談して地域医療機関を決定します。

[https://ganjoho.jp/med\\_pro/med\\_info/dental/dentist\\_search.html](https://ganjoho.jp/med_pro/med_info/dental/dentist_search.html)

※地域医療機関の選択方法や名簿の利用方法は、各計画策定病院の地域連携室の協力を得るなど、適宜柔軟に運用するものとします。

#### エ 地域医療機関への連携パスシートおよび診療情報提供書の提供（任意）

診療情報提供書を作成し、連携パスシート写し地域医療機関へ提供します。検査データがあれば適宜添付します。なお、地域医療機関への提供は、当該書類を患者へ持参させる、直接郵送するなど、適宜柔軟に運用するものとします。

※診療情報提供書のひな形（別紙）を作成していますが、保険医療制度に従っている内容であれば書式は定めません。

### ② 地域医療機関（かかりつけ医等）

#### ア 口腔ケアの実施

連携パスシート内の診療計画表、診察所見をもとに口腔ケア・管理を行います。特に患者自身が自立した口腔セルフケアが実施・継続できるよう指導を行います。所見を患者持参の連携パスシート内の診療経過表に記載します。診療計画表に基づき、次回

受診予定日を患者と調整します。経過上異常を認めない限り、そのまま診療計画表のとおり、連携パスを継続してください。

※診療日数の上限は特にありませんので、必要な治療があれば適宜受診させ、治療を行ってください。う蝕治療や補綴治療等の詳細は診療計画表への記入は必須ではありません。

※万が一の連携パスシートの紛失に備え、地域医療機関で記入後複写を保管することを推奨します。

### **イ（経過上異常を認める場合、バリエーション発生時）計画策定病院への診療情報提供書の提供**

受診の際に、骨露出など薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）を疑う所見を認めた場合は、診療情報提供書を作成し、患者を計画策定病院へ受診させます。

なお、計画策定病院への送付は、当該書類を患者へ持参させる、直接郵送するなど、適宜柔軟に運用するものとします。

## **③ 計画策定病院**

### **アー1（バリエーション発生前）薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）の発症前の管理**

診療計画表に基づき定期受診させ、地域医療機関からの診療経過表を参考にしながら、診察・管理を行ってください。

### **アー2（バリエーション発生時）薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）の診断・治療**

地域医療機関からの診療情報提供書と診療計画表・診療計画表を参考に、診察を行い、薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）の診断および治療を行います。

### **イ 診療計画表・診療経過表の修正**

診察の結果により、以降の診療計画を見直し、修正を行ってください。診療計画は各計画策定病院の診療方針に従い、修正して構いません。

※修正後の診療計画表の複写をとり、保管することを推奨します。

### **ウ 地域医療機関への診療情報提供書管理報告書の提供（任意）**

必要により、地域医療機関へ診療情報提供書を提供します。

なお、地域医療機関への送付は、当該書類を患者へ持参させる、直接郵送するなど、適宜柔軟に運用するものとします。

## **④ 患者**

診療計画表の指示に従い、受診します。連携パスシートを保管・管理し、受診毎に持参します。診療計画表以外に計画策定病院や地域医療機関からの受診指示があればそれに従ってください。

### (3) 連携パスの作成・保管一覧

	計画策定病院	地域医療機関	患者
連携パスシート（診療計画表・診療経過表）	1. 作成 2. 患者へ交付 3. 原本を保管(署名あるため) 4. 再診・記入毎に再複写保管(最新の連携パスシート保管あれば過去分処分可)	所見を記入 再診・記入毎に再複写を保管(最新の連携パスシート保管あれば過去分処分可)	計画表を参考に、各医療機関を受診 受診毎に持参

万が一の紛失に備え、受診の際に、各医療機関で複写を保管することを推奨します。

### (4) バリエーション例（薬剤関連顎骨壊死（MRONJ）疑い、発症時）

地域医療機関において、経過に異常を認めた場合は計画策定病院へ受診させていただきます。診療上不明な点は計画策定病院にお問い合わせください。

また計画策定病院は連携パスの適用を中止すべきか、再び地域医療機関に管理を依頼するかを判断してください。

### (5) 患者の緊急時の対応

患者の緊急時などは、患者の状態及びこれまでの治療経過等を踏まえ、地域医療機関と計画策定病院が連絡をとり、適宜適切な対応をとることとします。

### (6) 連携パスの運用期間

連携パスの運用期間に特に定めはありません。継続的な地域連携が必要であれば継続となります。

## 4. 地域医療機関と計画策定病院との連携

地域医療機関と計画策定病院は、相互に連携を図り、パスの円滑な運用と患者のパスの脱落防止に努めるものとします。

## 5. その他

本連携パスは、千葉県がん診療連携協議会口腔ケアパス部会が千葉県歯科医師会の協力により作成したものです。

